昭和二十七年四月八日受領
答弁第二八号

（質問の 二八）

内閣衆質第二八号

昭和二十七年四月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 譲治 殿

衆議院議員梨木作次郎君提出超過供米代金等の免税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員梨木作次郎君提出超過供米代金等の免税に関する質問に対する答弁書

所得税は、応能負担を建前としているのであるから、各農家の所得を計算する場合においては、各種の奨励金はもとより、闇売買による収入金についても総収入金に算入しなければならないものであるが、昭和二十六年産米については、供米確保のための異例的措置として、匿名による超過供出奨励金について、昭和二十七年所得算定上特に課税対象から除外する措置を講ずる予定である。

なお、その他の点について課税上どう扱うかは目下研究中である。

右答弁する。